

令和5年第7回

相良村議会6月定例会会議録

開 会 令和5年6月14日
閉 会 令和5年6月16日

熊本県相良村議会

相良村議会議員名簿

任期 自R 3. 5. 1

至R 7. 4. 30

職 名	氏 名	議席	職 名	氏 名	議席
議 長	黒 木 正 照	10	議 員	徳 田 正 臣	4
副議長	市 岡 智 恵	9	議 員	中 村 重 道	5
議 員	川 邊 一 徳	1	議 員	西 本 巳喜男	6
議 員	坂 田 朋 美	2	議 員	高 岡 重 盛	7
議 員	永 田 博 人	3	議 員	小 善 満 子	8

常任委員会構成

委 員 会	総務文教	産業福祉
委 員 長	高 岡 重 盛	中 村 重 道
副 委 員 長	西 本 巳喜男	永 田 博 人
委 員	黒 木 正 照	小 善 満 子
	徳 田 正 臣	市 岡 智 恵
	坂 田 朋 美	川 邊 一 徳
定 数	5 人	5 人

令和5年第7回 相良村議会定例会 会期日程

(会期6月14日から6月16日 3日間)

月	日	曜	種 別	内 容
6	14	水	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 広報発行特別委員会委員の選任 議案の上程 報告 報告第1号から報告第4号 (質疑) 提案理由の説明 議案第38号 (質疑) 提案理由の説明 議案第39号 (質疑) 提案理由の説明 議案第40号 (質疑) 提案理由の説明 議案第41号 (質疑) 提案理由の説明 議案第47号から第49号 (質疑) 提案理由の説明 議案第42号 (質疑) 提案理由の説明 議案第43号から第45号 (質疑) 提案理由の説明 議案第46号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 同意第1号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 同意第2号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 同意第3号から同意第11号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 同意第12号 (質疑・討論・採決) 委員会付託 議案第38号から議案第45号、 議案第47号から議案第49号
			委員会	付託議案審査(連合審査)、常任委員会

月	日	曜	種 別	内 容
6	1 5	木	本会議	一般質問
6	1 6	金	本会議	委員会審査の結果報告（常任委員会） 議案第 3 8 号から議案第 4 5 号 議案第 4 7 号から議案第 4 9 号 （質疑・討論・採決） 議案の上程 提出理由の説明 発議第 2 号 （質疑・討論・採決） 議員派遣の件 閉会中の継続調査申し出の件 閉会

第 7 回相良村議会 6 月定例会会議録

令和 5 年 6 月 1 4 日（水）開会

（第 1 号）

相 良 村 議 会

令和 5 年第 7 回相良村議会定例会（第 1 号）

令和 5 年 6 月 1 4 日

午前 10 時 00 分開会

於 会議場

開 議

1. 議事日程

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 広報発行特別委員会委員の選任 |
| 日程第 5 | 報告第 1 号 令和 4 年度相良村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 6 | 報告第 2 号 令和 4 年度相良村簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 7 | 報告第 3 号 令和 4 年度相良村農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 8 | 報告第 4 号 令和 4 年度相良村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第 9 | 議案第 38 号 相良村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第 10 | 議案第 39 号 相良村職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第 11 | 議案第 40 号 相良村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第 12 | 議案第 41 号 相良村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第 13 | 議案第 47 号 相良村生活改善センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 48 号 相良村構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 49 号 相良村林業総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・討論・採決) |

- 日程第 16 議案第 42 号 令和 5 年度相良村一般会計補正予算（第 4 号）
（質疑）
- 日程第 17 議案第 43 号 令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 44 号 令和 5 年度相良村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 45 号 令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）
（質疑）
- 日程第 20 議案第 46 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 21 同意第 1 号 相良村教育委員会委員の任命について
（質疑・討論・採決）
- 日程第 22 同意第 2 号 相良村監査委員の選任について
（質疑・討論・採決）
- 日程第 23 同意第 3 号 相良村農業委員会委員の任命について
- 日程第 24 同意第 4 号 相良村農業委員会委員の任命について
- 日程第 25 同意第 5 号 相良村農業委員会委員の任命について
- 日程第 26 同意第 6 号 相良村農業委員会委員の任命について
- 日程第 27 同意第 7 号 相良村農業委員会委員の任命について
- 日程第 28 同意第 8 号 相良村農業委員会委員の任命について
- 日程第 29 同意第 9 号 相良村農業委員会委員の任命について
- 日程第 30 同意第 10 号 相良村農業委員会委員の任命について
- 日程第 31 同意第 11 号 相良村農業委員会委員の任命について
（質疑・討論・採決）
- 日程第 32 同意第 12 号 相良村農業委員会委員の任命について
（質疑・討論・採決）
- 日程第 33 委員会付託 議案第 38 号から議案第 45 号、議案第 47 号から議案第 49 号

散 会

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番 川 邊 一 徳 君	6 番 西 本 巳喜男 君
2 番 坂 田 朋 美 君	7 番 高 岡 重 盛 君
3 番 永 田 博 人 君	8 番 小 善 満 子 君
4 番 徳 田 正 臣 君	9 番 市 岡 智 恵 君
5 番 中 村 重 道 君	10 番 黒 木 正 照 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。(9 名)

村 長	吉 松 啓 一 君	保健福祉課長	平 川 千 春 君
教 育 長	緒 方 俊一郎 君	建 設 課 長	大 土 手 寛 君
総 務 課 長	川 邊 俊 二 君	教 育 課 長	出 合 宏 光 君
会 計 管 理 者	渋 谷 美佐江 君	産業振興課長兼農業委員会事務局長	倉 田 雅 弘 君
税 務 課 長	平 田 智 博 君		

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時 00 分



○議長(黒木正照君) おはようございます。全員出席でございます。ただいまから令和 5 年第 7 回相良村議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(黒木正照君) 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、2 番議員、坂田朋美君、

{「はい。」と、2 番議員。}

3 番議員、永田博人君、

{「はい。」と、3 番議員。}

を指名します。



日程第 2 会期の決定

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 16 日までの 3 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 16 日までの 3 日間に決定しました。



日程第 3 諸般の報告

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。去る 6 月 13 日、2 番議員、坂田朋美君から広報発行特別委員の辞任願が提出されたので、相良村議会委員会条例第 12 条第 2 項の規定により、同日付けで、議長が許可をしましたので報告します。これで、諸般の報告を終わります。ここで、暫時休憩します。



休憩 午前 10 時 01 分

再開 午前 10 時 09 分



日程第 4 広報発行特別委員会委員の選任

○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、日程第 4、広報発行特別委員会委員の選任を行います。本件については、2 番議員、坂田朋美君が広報発行特別委員を辞任したことに伴い補充を行うものです。お諮りします。広報発行特別委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、1 番議員、川邊一徳君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、広報発行特別委員は、1 番議員、川邊一徳君を選任する事に決定しました。2 番議員、坂田朋美君が広報発行特別委員を辞任したことに伴い、副委員長が空席ですので、これより広報発行特別委員会を開き副委員長を選任するため、暫時休憩します。

○
休憩 午前 10 時 10 分

再開 午前 10 時 10 分
○

○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き会議を開きます。報告します。広報発行特別委員会の副委員長は、中村重道君が選任されました。

○
日程第 5 日程第 5 から日程第 8 報告第 1 号から報告第 4 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 5、報告第 1 号、令和 4 年度相良村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第 8、報告第 4 号、令和 4 年度相良村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、一括して報告を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。それでは、報告第 1 号、令和 4 年度相良村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、報告第 4 号、令和 4 年度相良村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてまでを一括してご説明申し上げます。地方自治法第 213 条の規定及び同法第 220 条の規定により、令和 4 年度から令和 5 年度への繰越明許費及び事故繰越しにつきましては、同法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、報告第 1 号、令和 4 年度相良村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第 2 号、令和 4 年度相良村簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書及び報告第 3 号、令和 4 年度相良村農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書を、同法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、報告第 4 号、令和 4 年度相良村一般会計事故繰越し繰越計算書を、それぞれ別紙のとおり調整しましたので、これを議会に報告するものでございます。報告第 1 号から報告第 4 号につきましてはの説明は、以上のとおりでございます。

○議長(黒木正照君) 報告が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、6 番議員。}

はい、6 番議員。

○6 番(西本巳喜男君) おはようございます。6 番、西本です。質疑を行います。今、村長より明許繰越について説明ありました。中身を見ますと、未収入特定財源で国庫支出金とか地方債とかありますが、一般財源だけの原資で繰越されてるのがあります。一般会計でも 3、4 件ありますし、他は特会でもあると思いますので、一般財源が 100

パーセントの原資になってるということについて、繰越の理由について、ちょっとお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) おはようございます。総務課長、お答えいたします。今回、4月から5月までの間におきまして、繰越明許費及び事故繰越の計算書のほうの調整を行っております。繰越明許費につきましては、繰越の金額で翌年度へ繰越す金額、その財源の内訳を記載しております。それぞれの事業で補助事業を活用したもの、またはそうでないものがございますので、ここに書いてあるとおり、一般財源のものにつきましては、補助対象の事業ではないというところでございます。補助対象につきましては、国県支出金のところに金額が上がりますし、起債を借りている部分については起債のところに金額が上がってくるというところでございます。以上でございます。

○6番(西本巳喜男君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) 繰越になった理由というのは釈然とせんとですけど、何らかの形で繰越になる必要あったということで、一般財源あたりは、自治体の、その村の任意で事業を進めていけば、繰越す必要もなかったかなという勝手に解釈してる場所なんですけど、そういう説明がありました。それから、次の特会でも、簡水でも一般財源が減額となっておりますけど、それについても同じようなことですがいかがですか、それから、

○議長(黒木正照君) どこですか、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) 報告第2ですよ。報告第2の簡易水道特別会計の明許繰越のところで、一般財源が429万。それから同じく、報告第3でも、農集排の繰越明許で、一般財源の264万円。これも、一般財源のみの繰越になっておりますので、これについて、特会の2件について、説明をお願いします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。まず、ここに今回、報告させていただいた事業につきましては、令和4年度中に事業の完了ができなかったものについて、令和5年度で事業を実施させてくださいということで、令和4年度の予算書の中で繰越明許費の、まず許可を得ているところでございます。その中で、4月から5月にかけてまして、その財源のほうが固まりましたので、今回、報告させていただくということでございます。繰越にあたって、予算上の時におきまして、予算の時に、事業を行いますその財源はしっかり、一般財源なのか、特定財源があるのか、それを踏まえたところで予算化してます。なので、その予算に基づいて、今回、繰越をして

おりますので、当初の計画の段階で、すべて一般財源で対応しているという部分もございます。まず、簡易水道特別会計につきましては、すべて一般財源で、もともと対応するところの予算立てでしております。農業集落排水特別会計につきましては、ポンプ場修繕につきましては、その他の財源、中四浦地区の実施設計業務委託、これにつきましては国庫支出金を踏まえたところでの当初からの予算立てを計画していたところでございます。以上でございます。

○6番(西本巳喜男君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) いろいろ説明いただきました。これで私の質疑を終わります。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、お尋ねいたします。その前に一言申し上げると、繰越事業がかなり多いような気がいたしますし、もともとその事業計画を立てる段階でちょっと無理があったのかなという感じがいたすところです。やはりできるだけ年度内にしっかりと事業が完了するような形で計画、予算的には修正も出ましたが、否決されて、議会が結果的に認めたわけでありまして。世の中の状況は一通り分かりますけれども、無理のない事業計画を立てていただければと考えております。そこで、報告第1号の中で総務費、総務管理費で庁舎改修事業というのが入っておりますけれども、これはだいたいいつ頃、完了する予定なのか、下の西側の外壁塗装補修も含めてですね。それと駐車場の枠といいますか、あれありますけれども、あそこの安全対策をどれだけ取られたのか。ちょっと住民の方や私どもが車を停めていて、車寄せのところの駐車場枠の所で車停めるのが非常に危険な状態だと思いますので、安全対策をどのように考えたうえでの、あのような区割りというか設計になったのかを、まずはお尋ねしたいと思っております。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。まず、工事の完了ですが、工事のほうは完了しまして、月曜日に村の検査を行っております。あとは県の確認検査が必要なものですから、それを待っている段階でございます。

○4番(徳田正臣君) 分かりました。

○総務課長(川邊俊二君) あと2つ目の駐車場の区画線につきましては、庁舎新しくできるところじゃなくて、今まであったところ、

○4番(徳田正臣君) そうです。いつも、かつて朝礼をやったところの車寄せの所のスペース、あそこの安全対策みたいなのをどう考えてされたのかなと思って。

○総務課長(川邊俊二君) はい。あそこにつきましては、今までは中央が通路になっ

てたんですけども、そこをとばして通る車があるというところで、できるだけとばさずに通ってもらうという形で、中央に駐車スペースを持ってきたというところがございます。それに伴って、矢印も合わせて見える位置で新たにつけたところがございます。あくまでも通行する際の危険防止というところで位置を変えたというところがございます。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) ちょと続きをよかですか。あの庁舎、

○議長(黒木正照君) いや、帰ってください。はい。はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。それで、庁舎側のほう、石橋側のほうは矢印がついとるんですけど、庁舎側のほうは矢印ついとらんですよね。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

だから車というのは、時計回りにだいたい駐車場というのは動くようになってることが多いと思うんですよ。あそこ、ついてないもんだから、時計回りと逆の方向に、ぐるっと体育館側に、左のほうに行かれる方もいらっしゃって、右のほうに、時計回りに行こうとすると車寄せのところにぶつかるような状況になってるんで、後で確認していただいて、そこんところ安全対策をちょっと、もうちょっとしていただかなければ、いつかちょっと接触事故などが起きるんじゃないかなと思っておりますので、そのところの対策をどの程度考えられたかの質疑でした。それともう一つ、二つ目ですけど、同じく総務管理費で、くま川鉄道経営安定化補助金ってありますけども、これに関して第四橋梁というのは、だいたいあれ、すみません、いつ頃、竣工する予定なんでしょうか。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。第四橋梁は今、工事やりますけど、全体的な完成が令和7年に完成予定と言う事で今、お聞きしているところでございます。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) 7年。

○総務課長(川邊俊二君) 全線開通の予定です。

○4番(徳田正臣君) 全線開通な、はい、

○総務課長(川邊俊二君) はい、以上です。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) それで、その関連的な話ですけど、シャトルバスというか、例えば人吉高校生ならば、今の薬局さんの所で立っておられますけども、前もこれ村長にお願いしたところですけど、高校生とかが、受験生が冬寒い時に、時間は限られた時間だと思うんですが、あそこで雨降りに傘さしたりして立っているし、夏の暑い時

もあるんで、あそこ、待合所というか、何かそこんところの対策を、これはここで質疑じゃないんですけど要望ですけど、やはり、あと、令和7年に全線開通ならば、それまで高校生というのは、特に受験前の冬寒い、寒い冬、あそこ立たなきゃいけないので、そこんところ町村会のほうで、提案していただいて何らかの対策を。薬局の方も協力してくださると思いますので、そこんところよろしくお願いします。もう一つです。同じく総務管理費で宅地造成事業が入っておりますけど、これも完了はいつなのか、もうそろそろだと思うんですが。そして、それと今の段階で、何区画確定しているか教えていただければと思います。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。明後日、6月16日が工期完了日となります。現在、区画数は10区画が決定しているところでございます。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) 分かりました。はい、以上です。

○議長(黒木正照君) はい。他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで、報告第1号から報告第4号までの報告は終わりました。



日程第9 議案第38号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第9、議案第38号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第38号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、一般職の職員の給与等に関し、地方公務員法の規定に基づき、人事評価の結果を給与等に反映するため、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、一般職の職員の勤勉手当の成績率及び昇格・昇給の際に、直近の人事評価の結果を反映するものでございます。以上、議案第38号につきましてご説明いたしました。内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。はい。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 10 議案第 39 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 10、議案第 39 号、相良村ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 39 号、相良村ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、ふるさと応援寄附金のうち、企業版ふるさと納税について、円滑に対象事業へ活用するため、相良村ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、企業版ふるさと納税については、基金に積み立てず、寄附年度に実施する事業に要する経費に充てることができるようにするものでございます。以上、議案第 39 号につきましてご説明いたしました但、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、6 番議員。}

はい、6 番議員。

○6 番(西本巳喜男君) 6 番、西本です。お尋ねします。この提案理由の中に、企業版ふるさと納税を円滑に対象事業へ活用するためということでした但、今までは基金積み立てて、そして、それを利用していたということになります但、今度、これはこの提案は、基金が入ったらもうすぐ用途に向けて、当年で使うということですよ。今までは基金を積み立ててからってことですが、やはりそれじゃ不具合でも何でもそういうのがあったんでしょうか。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。ふるさと応援寄附金につきましては、寄附された金額すべて一度基金に積み立てるということになっております。今年度、観光地域づくり協議会、こちらのほうに負担金をお支払いするわけですが、その原資として、企業版ふるさと納税で寄附された金額を原資として負担するというような形になってございますので、新たに寄附に 1 回積み立てずに、そのまま今年の歳出予算のほうに充当して活用するということで条例改正をお願いするものでございます。以上でございます。

○6番（西本巳喜男君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい、6番議員。

○6番（西本巳喜男君） はい、今、課長から説明いただきました。原資としてそれをすぐ活用するということで、円滑にスムーズに運用できるんじゃないかなということ、で今、考えたところです。はい、終わります。

○議長（黒木正照君） 他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第11 議案第40号

○議長（黒木正照君） 次に、日程第11、議案第40号、相良村有住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） それでは、議案第40号、相良村有住宅条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、住宅困窮者の安定した居住地確保を目的として、相良村有住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、特別に居住の安定を図る必要がある単身世帯について、村有住宅への入居を可能にするものでございます。以上、議案第40号につきましてご説明いたしましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木正照君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番（徳田正臣君） はい、お尋ねいたします。3条の2ということで、枝番つけられて条文追加があるわけでありますが、特別に居住の安定を図る必要があると村長が認めるものということですけど、特別に居住の安定を図る必要性は、こういったことを想定されたのかを、どちらにでもよかです。はい。お願いします。

○議長（黒木正照君） 総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） 総務課長、お答えいたします。本村に村営住宅条例がございます。これと同じような取り扱いを行いたいというふうに考えておりますが、老人、身体障害者、その他特に居住の安定を図る必要がある者といたしまして、60歳以上の者、障害者手帳をお持ちの者、これ手帳の種類がございすけども、あとは、戦傷

病者特別援護法の適用を受けていらっしゃる方。原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の適用を受けてる方、生活保護の被保護者の方、そういった方達を想定して今回、条例の改正をお願いするものでございます。以上でございます。

○4番（徳田正臣君） はい。

○議長（黒木正照君） はい、4番議員。

○4番（徳田正臣君） 想定される事項を列挙していただきましたけど、そうであるならば、やはり条例とか制定の仕方として、可能な限り曖昧な規定というのを排除しないと、やはり村長による恣意的な運用というのが問題になってきますので、そのような具体的な想定があるならば、それを明確にしておくような条例の制定、条文の条文という、条文の文言のあり方ではなかったかなと思いますけども、そうされずにこんな曖昧、だいたい、もともとその法律ご存知、釈迦に説法でしょうけども、曖昧な規定というのは大体立法論としては、法律論として無効でありますんで、であるのにあえて、こういった形をとられた理由というのがあるのか。あるいは、それが1件と、もう1点は、具体的に入居者として想定できるような人が、もう存在するののかも含めて、もう想定があるわけなんで、そこのところお尋ねいたします。

○議長（黒木正照君） はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） 総務課長、お答えいたします。村営住宅条例につきましては、先ほどご説明した内容については、施行規則のほうで謳われております。これと同じ取り扱いをするというところで、運用で取り扱うというところで考えておりましたので、別に何か規則を設けてというところは、今は考えておりませんでした。現在、そういった該当となる方がいらっしゃるのかというところなんですけど、村営住宅のほうから村営住宅内での移動については認められておりますので、それと同等な、例えば村有住宅から村営住宅に移動とか、村有住宅内での移動とか、そういったところも想定したうえでの今回の条例改正をお願いするものでございます。今後、発生するかもしれないというところは考えているところでございます。以上でございます。

○4番（徳田正臣君） 以上です。

○議長（黒木正照君） はい。他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第12 議案第41号

○議長（黒木正照君） 次に、日程第12、議案第41号、相良村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） それでは、議案第41号、相良村重度心身障害者医療費助成に関

する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴い、相良村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する必要があるため、ご提案するものでございます。具体的な内容につきましては、重心医療費助成事業において、一部の公費負担医療費の自己負担分だけが適用となり、難病医療や小児慢性医療などについては併用適用が制限されているため、制限をはずす改正を行うものです。以上、議案第 41 号につきましてご説明いたしました。内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。はい。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 13 議案第 47 号から日程第 15 議案第 49 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 13、議案第 47 号、相良村生活改善センター条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 15 号、議案第 49 号、相良村林業総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 47 号、相良村生活改善センター条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第 49 号、相良村林業総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、関連がございますので、一括して提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等に基づき、特に行政機関等における不利益取扱いの禁止や合理的配慮の提供などが義務付けられているため、議案第 47 号において、相良村生活改善センター条例について、議案第 48 号において、相良村構造改善センターの設置及び管理に関する条例について、議案第 49 号において、相良村林業総合センターの設置及び管理に関する条例について、それぞれの施設の利用の制限に関する条例の一部改正について、ご提案するものでございます。以上、議案第 47 号から議案第 49 号までにつきまして、一括してご説明いたしましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わ

ます。ここで暫時休憩を取ります。ちょっと早いですが、10 分ほど休憩させてください。

○
休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 50 分
○

日程第 16 議案第 42 号

○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、日程第 16、議案第 42 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 4 号を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 42 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 4 号につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,963 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 6,200 万 4,000 円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして 8 ページ以降の歳出補正予算事項別明細書でご説明いたしますが、各歳出科目における給料、職員手当等及び共済費につきましては、令和 5 年 4 月 1 日付けの人事異動による補正及び共済費負担率の変更に伴う増減額を計上しております。まず、総務費関係では 619 万 4,000 円の減額補正ですが、10 ページの総務管理費の一般管理費の負担金で、人吉高校 100 周年記念事業及び球磨郡町村会で実施する新規採用職員研修負担金として 42 万 1,000 円、11 ページの企画費で、第 6 次総合計画後期基本計画策定業務委託料として 331 万 1,000 円などの増額補正をお願いするのが、主なものでございます。次に、民生費関係では 1,564 万 8,000 円の増額補正ですが、13 ページの社会福祉費の社会福祉総務費で、非課税世帯等の一人当たり 3 万円を支給する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に係る経費として 1,605 万 8,000 円、14 ページの児童措置費の児童福祉総務費で、子ども食堂支援補助金として 15 万円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、衛生費関係では 90 万 5,000 円の減額補正ですが、同じく 14 ページの保健衛生費の保健衛生総務費で、簡易水道特別会計への繰出金として 31 万 5,000 円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、農林水産業費関係では 1,084 万 4,000 円の増額補正ですが、15 ページの農業費の川辺川総合土地改良費で、国営川辺川総合土地改良事業負担金として 19 万 8,000 円、16 ページの林業費の林道維持費で、道路維持補修費として 350 万円などの増額補正をお願いするのが主なものでございます。次に、商工費関係では 4,469 万 1,000 円の増額補正ですが、同じく 16 ページの商工費の商工業振興費で、新型コロナウイルス感染症により落ち込んでいます消費喚起と生活支援のため実施する商品券配布について、村民一人当たり 1 万円の商品券を配布するための関

係費用として 4,211 万 5,000 円、無人販売場駐車場整備工事請負費として 81 万円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、土木費関係では、516 万円の増額補正ですが、17 ページの道路橋梁費の道路維持費で、村道維持管理用重機借上料として 300 万円、住宅費の住宅建設費で、地域優良賃貸住宅整備事業用地不動産鑑定評価業務委託料及び同住宅整備用地取得用地購入費として 185 万円などの増額補正をお願いするのが主なものでございます。次に、消防費関係では、8 万 6,000 円の増額補正ですが、18 ページの消防費の防災対策費で、災害対応工程管理システム委託料として 6 万 6,000 円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。最後に、災害復旧費関係では 3,000 万円の増額補正ですが、同じく 18 ページの農林水産施設災害復旧費の林業施設災害復旧費で、令和 2 年発生林道黒石平川線災害復旧工事請負費として 3,000 万円の増額補正をお願いするものでございます。これらの歳出の財源といたしましては 7 ページ以降の歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、国、県支出金、財政調整基金からの繰入金及び諸収入をもって充てるものでございます。以上、議案第 42 号につきましてご説明いたしました、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{8 番議員、挙手。}

{「はい、議長。」と、2 番議員。}

はい、8 番議員。

○8 番議員(小善満子君) 8 番議員、質問いたします。まず、11 ページなんです、報酬費。プロポーザル選定委員謝金ということで 8 万円組んでありますが、何人ほどこの委員さんはいらっしゃるのでしょうか。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。このプロポーザルの選定委員につきましては、現在、何人というのは、まだ今詰めているところでございますが、外部の方をお願いする委員さんが 1 名でございます。その 1 名の方の謝金ということで、8 万円計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○8 番議員(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8 番議員。

○8 番(小善満子君) 外部からのその委員さんを 1 人充てるというようなことで計画しているということですね。その次の下に、普通旅費なんです、移住定住・地域活性化関係先進地視察研修ということで、ここに 35 万組んでありますが、これは、移住定住ということは、普通旅費でございますので職員が行くんですよね。大体どのようなところの移住定住ということで考えてるか、一般の人の委員とかいうことはもう連

れていけないということですね。それ質問。どうぞ。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。この移住定住地域活性化関係の先進地視察研修ですが、職員が行くようにしております。視察研修場所につきましては、九州圏外、東京だとか大阪、福岡、こちらのほうの相談会とか、そういったものに参加するということで研修費用のほうを計上させていただいております。以上でございます。

○8番議員(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 次は16ページなのですが、工事請負費の81万の中の無人販売機駐車場整備ということですが、無人販売機ということは、平原に無人販売機を設置しましたですね。あそこの駐車場の整備をするのでしょうか。質問いたします。こっち。

○議長(黒木正照君) はい。産業振興課長。

{「はい。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) 産業振興課長、お答えいたします。ただいまのご質問の件なのですが、平原のほうに先ほど申し上げられました自動販売機の設置のほうを予定してるんですが、その中で前の駐車場がちょっと、そこを整備するということで、一応72平米ほどをコンクリート打設をするということで今のところを計上させていただいております。以上、お答えいたします。

○8番議員(小善満子君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) もう、このぐらいにして終わります。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、2番議員。}

はい、2番議員。

○2番(坂田朋美君) はい、2番、坂田です。お尋ねします。同じく16ページなんですけども、自動販売機、電気代7台分、16万計上されておりますが、当初のお話でしたら、出店者側に負担していただくというような説明を受けたかという記憶があるんですけど、そこら辺ちょっと確認の意味でお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

{「はい。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) 産業振興課長、お答えいたします。電気料の件に関しては先ほどもありましたが、出店者の方、販売者の業者さんが電気代を支払うということで、一応歳入のほうにも16万円、同じ金額を計上させていただいております。

その金額を電力会社さんのほうに払うというところで一応、充当するような形で考えております。以上、お答えいたします。

○2番（坂田朋美君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい、2番議員。

○2番（坂田朋美君） はい。すみません。今のその自動販売機事業の推進状況ですか。それが分かれば、すみません。重ねてお願いします。

○議長（黒木正照君） 産業振興課長。

{「はい。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長（倉田雅弘君） 産業振興課長、お答えいたします。現在の自動販売機の推進状況なんですが、ただいま搬入業者、出品、出店される業者さんのほう、だいたい選定のほうが終わりました、早ければ7月、来月以降ぐらいにオープンできればなというところで今のところ考えております。以上、お答えいたします。

○2番（坂田朋美君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい、2番議員。

○2番（坂田朋美君） はい、以上で終わります。

○議長（黒木正照君） 他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、9番議員。}

はい、9番議員。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○9番（市岡智恵君） 9番、質問させていただきます。歳入の9ページの県支出金のほうで、総務費補助金のほうで、1,030万、地域づくりチャレンジ推進事業、物価高騰対応生活者支援交付金とありますが、どういうふうに使われるのか、総務課長にお尋ねします。

○議長（黒木正照君） はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） 総務課長、お答えいたします。まず地域づくり夢チャレンジ推進事業、これは県の事業になります。県の補助金のほうを活用いたしまして、今、川辺川魅力創造事業という事業を行っておりますが、その事業で使用するものでございます。今年度につきましては、事業費を840万。これの4分の3がこの夢チャレンジの補助率となっております。物価高騰対応生活者支援交付金、こちらにつきましては、産業振興課のほうで計画しております商品券。こちらの原資として国の事業と一緒に活用するものでございます。以上でございます。

○9番（市岡智恵君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい、9番議員。

○9番（市岡智恵君） はい。分かりました。有効活用して欲しいと思います。以上で質問を終わります。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、1 番議員。}

はい、1 番議員。

○1 番(川邊一徳君) はい、1 番、川邊です。11 ページの総務費のプロポーザル選定のほうなんですけれども、今年はどのような計画をされているのかお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。このプロポーザルにつきましては、川辺川魅力創造事業の基本計画策定、こちらの計画策定の際に、プロポーザルを実施しまして、業者のほうを選定したいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○1 番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1 番議員。

○1 番(川邊一徳君) はい。次に 17 ページ。土木費の住宅費、土地購入費なんですけれども、地域優良賃貸住宅設備事業用地取得費に 120 万計上してありますけれども、場所がどの付近というふうに言えるのならば、教えていただきたいと思います。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。柳瀬地区で計画を今しているところでございます。細かいことにつきましてはまだ用地交渉がこれからということですので控えさせていただきます。以上でございます。

○1 番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1 番議員。

○1 番(川邊一徳君) はい。もう 1 点、最後なんですけれども 18 ページの林道施設災害復旧費なんですけれども、工事費として令和 2 年度に発生した林道黒石平川線の災害復旧が 3,000 万上がってますけれども、これはどの付近の部分なのかお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) おはようございます。建設課長、お答えいたします。箇所的には林道黒石平川線の 3 号箇所をというところで、まず、令和 2 年度に発生しました箇所なんですけど、台風 14 号で増破いたしまして、法面、山腹の施工ができてない箇所でございます。そこにつきましては重変協議とかも行いまして、今回、法面の植生工、延長は 36 メーターの区間なんですけれども、それにかかる工事請負費として 3,000 万計上させていただいております。川辺川、すみません。平川地区側じゃなくて、川辺地区側になります。以上でございます。

○1番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1番議員。

○1番(川邊一徳君) はい、今の工事場所ですけれども、相当上のほうから崩壊してるような状況で、工事の際には通行止めになるのか、また、大まかな時期的なものが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長(黒木正照君) 1番議員、これ4回目ですので、最後の質問にしてください。

○1番(川邊一徳君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。通行規制については状況を見ながらとはなるとは思いますけど、なるべく車両が通れるような形で施工ができればなというふうには考えております。発注時期についてはまだ、今準備中というところで、はっきりした時期が分かっておりません。以上でございます。

○1番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1番議員。

○1番(川邊一徳君) はい。とても厳しい場所ですので、十分注意され施工していただきたいと思います。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。1点、お尋ねいたします。質疑です。質問ではありません。

歳入と歳出で、子供食堂ということで15万円が県の補助金、そしてこれ商工会に対しての補助金だと思いますが、上がっておりますが、子供食堂は行政無線で放送されてますけど、だいたい、何人ぐらいの利用状況というか、ちょっと教えていただきたいと思っております。そうかごめん、こっち。

○議長(黒木正照君) 保健福祉課、

○4番(徳田正臣君) 保健福祉課ですみません。

○議長(黒木正照君) どちらですか。保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平川千春君) 議員の皆様、おはようございます。保健福祉課長、お答えいたします。すみません。人数のほう、ちょっと私のほう、調べてませんでしたので、後でお答えさせていただいていいですか。

○4番(徳田正臣君) よかですよ。ちなみにね、毎月でしたっけ。

○保健福祉課長(平川千春君) はい、毎月1回ずつということでお伺いしています。

○4番(徳田正臣君) はい。分かりました。ちょっと後で調べて教えてください。

○保健福祉課長(平川千春君) はい。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、子供食堂についての、大きく是非の議論はあるわけでありませんが、私はこの地方社会の中で、この子供食堂の存在というのは、やはり現実的には必要かなと思っているところです。それで県の補助金で15万ですけども、だいたい毎月カレーライスを作られてるわけですが、これ商工会の内部の問題になりますけど、予算が絡んでくるので、カレーライスはうまいけども、毎月カレーという話があるんです。ですから私が思いますに、これ村の補助金はなかったですよ。質疑でありますけど村長、10万ぐらいでもよかもんですから、ちょっと予算を組んでいただいて、県の補助金プラス村単独の補助金でも、10万でもしていただいて、メニューにバリエーションができるように、子供たちがもっと喜ぶようにしていただければなと思っています。それと、あとは農水省の補助金もあるかと思います。たぶん。あとは個人的に食材メーカーから、子供食堂の活動には食材メーカーからもいろんな食材を支援していただいている所があります。規模が、活動が大きくなると、主催者である商工会は大変になってくるとは思いますけども、どこまでの子供食堂を活性化させるかの問題がありますけども、今、喜ばれておりますので、さらに喜ばれるような仕組みを考えていくためには、まず予算でありますんで、これ県の補助金10万だけじゃなくって、村の補助金もちょっとしていただいて、メニューにバリエーションがついたらいいかなというところの質疑と、すみません、ここでは提案でもありますけど、村長よろしくお願ひしたいと思っています。以上です。よかです。これは後の連合審査の時に聞きます。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、3番議員。}

はい、3番議員。

○3番(永田博人君) 3番、永田です。質問いたします。質問というか要望といいますかですね。実は先ほど駐車場の、16ページの工事請負費の中の駐車場の整備というのがありましたが、あの場所を、私は提案いたしますが、村営住宅を造ってもなかなか入居者がいない。制限があって、

○議長(黒木正照君) 提案じゃなくて、質疑を

○3番(永田博人君) 質疑を、村長に質疑をいたします。場所を何とか有効活用をちょっとお考えいただいて、例えば、民間に委託して住宅をお願いするとか、そういうことはできないだろうかというふうに思っております。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

○村長(吉松啓一君) 柳瀬の村有地のことですかね。

○3番(永田博人君) はい。

○**村長(吉松啓一君)** 今、議員言われまして、有効活用したいなということで考えておりました、民間、職員とも協議しまして民間の住宅がないもんですから、アパートとかそういう話がないだろうかということで、いろんな方にお知恵を拝借して、連絡を取って、連絡を、直接じゃないですけども、間接的に聞いて、不動産業者さんができないかなということで電話された方もおられますが、結果的には、その敷地が村有地で銀行とかで金といたしますか、借用する場合、その手続きが少し難くなるから、なかなか民間が直接くるようなことは、ちょっと今のところは考えていないということの話は何いしましたが、場所的にはいい所だそうです。その民間のアパート。ただ村有地関係で現金じゃないもんですから、銀行とかいろんな融資する場合に、その村有地のことがクリアできればできるんじゃないかと思いますが、そのところ私達も不動産じゃありませんので、そういうふうに、そこがどうなっているのか、職員にも、また関係者にも調べていただいて、それが可能であれば、もう一番いいのは民間の方が一番いいのではないかと今のところ考えております。以上です。

{3 番議員、挙手。}

○**議長(黒木正照君)** はい、3 番議員。

○**3 番(永田博人君)** はい、分かりました。いろいろ有効活用を検討いただきまして、ぜひですね、なかなか進まない、あのまましておくとかいろいろ村民の目線もあると思います。いろいろ考えていただきたいなと思います。終わります。

○**議長(黒木正照君)** 他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 17 議案第 43 号

○**議長(黒木正照君)** 次に、日程第 17、議案第 43 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号から日程第 19、議案第 45 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 1 号を一括して議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** それでは、議案第 43 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号から議案第 45 号、相良村農業集落排水特別会計補正予算第 1 号について一括してご説明申し上げます。初めに、議案第 43 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 39 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 8,020 万円とするものでございます。補正の内容といたしましては、5 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきまして、8 ページの総務費の一般管理費で、出産する被保険者の産前産後の国民健康保険税免除に係るシステム改修委託料として 39 万 6,000 円の増額

補正をお願いするものでございます。歳入につきましては7ページに計上しておりますが、繰越金を充てるものでございます。次に、議案第44号、令和5年度相良村簡易水道特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,583万7,000円とするものでございます。補正の内容としましては4ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては、7ページの簡易水道事業費の施設管理費で、水道メーター器等購入として31万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては6ページに計上しておりますが、一般会計からの繰入金を充てるものでございます。最後に、議案第45号、令和5年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,653万5,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては4ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書でご説明いたします。まず、歳出につきましては、7ページの総務管理費の一般管理費で、職員の共済費として4万円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては6ページに計上しておりますが、一般会計からの繰入金を充てるものでございます。以上、議案第43号から議案第45号までを一括してご説明いたしました。内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第20 議案第46号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第20、議案第46号、工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第46号、工事請負契約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。本件につきまして、工事施工に伴い、設計数量等の変更が必要となりましたので、工事請負契約金額の変更につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものでございます。工事名は、令和4年度新村橋災害復旧工事(橋梁下部工令和2年災過年)でございます。工事の場所は、相良村大字柳瀬地内。令和2年7月

豪雨により被災した新村橋の災害復旧工事でございます。主な工事変更概要は、仮設工の一部が施工不要となったこと、産業廃棄物撤去数量の集計実績及び護岸工の現地擦り付けが必要となったことから事業費の変更が生じたものでございます。工事の施工業者は、球磨郡五木村甲 1046 番地 9、株式会社技建日本、代表取締役堀川匠太でございます。工事請負変更金額は、変更前契約金額 1 億 230 万円を 1 億 303 万 520 円に増額変更するものでございます。また、参考資料といたしまして、今回の変更仮契約書の写しを添付しております。以上、議案第 46 号につきまして、提案理由をご説明いたしました。内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

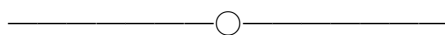
○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

はい、質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、議案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 46 号、工事請負契約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 46 号、工事請負契約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長(黒木正照君) 起立全員です。したがって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。



日程第 21 同意第 1 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 21、同意第 1 号、相良村教育委員会委員の任命についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、同意第 1 号、相良村教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。相良村教育委員会委員、有馬理奈氏の任期が令和 5 年 6 月 14 日をもって満了することに伴い、新たに小村美玲氏を相良村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。以上、同意第 1 号についてご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい。質疑いたします。同意案件でありますけども、名前だけで、ほとんど私どもが、私どもというか私が知らない方であります。井沢の方だと思っておりますけども、簡単でよろしいです。どういった方か、その同意案件としての判断材料として、プロフィールなりを、分かる範囲内でちょっと教えていただければと思います。

○議長(黒木正照君) はい。教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) おはようございます。教育課長、お答えします。簡単なプロフィールということですが、まず、教育委員の任命につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項におきまして、委員の任命にあたっては、委員の年齢、性別、職業に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに、保護者である者が含まれるようにしなければならないという規定がございます。これまで教育委員をお務めいただきました有馬委員が保護者という立場でございました。今回、同意をお願いします小村さんも保護者という立場で委員をお願いするものでございます。現在、井沢の方で、こちらのほうに嫁いでこられまして、会社員、ご自宅のほうの会社のほうでお仕事をされております。埼玉のご出身だと伺っております。以上でございます。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

お子さんが、南小学校に児童がいらっしゃいます。以上でございます。

○4 番(徳田正臣君) 分かっているのは、そしこだけですよね。

○教育課長(出合宏光君) はい。

○4 番(徳田正臣君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) 議長。名前だけぽつと出されても、判断ができないもので聞いたわけでありましたが、もうちょっと具体的に本来ならば、特に教育委員の場合に、新任の場合に保護者枠でっていうことは、もうそういうことは十分わかりますけども、議会によってはびしゃつとした、経歴書的なもの。市によって弁護士とかドクターが入ってきた場合には、論文まで出てくるような市もあるわけでありまして、実績として。そこまでいかんですけども、もうちょっと判断材料が欲しかったというところがあります。とりあえず、もうこれはこれで結構でございます。以上です。

○議長(黒木正照君) はい。他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

{議場の施錠}

ただいまの出席議員は 9 人です。次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に 6 番議員、西本巳喜男君、8 番議員、小善満子君を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。はい、配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いいたします。

{投票}

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。西本巳喜男君、小善満子君、開票の立会をお願いいたします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、賛成多数です。したがって、同意第 1 号、相良村教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。議場の出入り口を開きます。

{議場の開錠}



日程第 22 同意第 2 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 22、同意第 2 号、相良村監査委員の選任についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、同意第 2 号、相良村監査委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。識見を有する者のうちから選任しています相良村監査委員、渡邊法光氏の任期が令和 5 年 6 月 14 日をもって満了することに伴い、再度、同氏を相良村監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。以上、同意第 2 号についてご説明申し上げますが、内容をご審議のうえ、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質

疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

はい、質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

{議場の施錠}

ただいまの出席議員は 9 人です。次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に、1 番議員、川邊一徳君、

{「はい。」と、1 番議員。}

2 番議員、坂田朋美君

{「はい。」と、2 番議員。}

を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。はい。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いします。

{投票}

投票漏れはありませんか。はい。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。川邊一徳君、坂田朋美君、開票の立会をお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、賛成多数です。したがって、同意第 2 号、相良村監査委員の選任については、同意することに決定しました。ここで暫時休憩をとります。



休憩 午前 11 時 40 分

再開 午後 1 時 00 分



日程第 23 から日程第 31 同意第 3 号から同意第 11 号

○議長(黒木正照君) 午前中に引き続き会議を開きます。次に、日程第 23、同意第 3

号、相良村農業委員会委員の任命についてから、日程第 31、同意第 11 号、相良村
{チャイム}

相良村農業委員会委員の任命についてまでを一括して議題とします。本件について、
提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、同意第 3 号から同意第 11 号までの相良村農業委員会
委員の任命について、一括して提案理由をご説明申し上げます。相良村農業委員会委
員の任期が令和 5 年 7 月 19 日付けをもって満了することに伴い、同意第 3 号におい
て吉松利則氏を、同意第 4 号において大和國浩氏を、同意第 5 号において内元幸一郎
氏を、同意第 6 号において川邊美津子氏を、同意第 7 号において渡邊和夫氏を、同意
第 8 号において富永得治氏を、同意第 9 号において田端忠道氏を、同意第 10 号にお
いて平川真由美氏を、同意第 11 号において宮原清人氏を相良村農業委員会委員に任
命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を
求めるものでございます。以上、同意第 3 号から同意第 11 号について一括してご説
明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上
げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質
疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に
賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論
を終わります。これから採決します。はじめに、同意第 3 号、相良村農業委員会委員
の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を
閉めます。

{議場の施錠}

ただいまの出席議員は 9 人です。次に立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2
項の規定によって、立会人に、3 番議員、永田博人君、

{「はい。」と、3 番議員。}

4 番議員、徳田正臣君

{「はい。」と、4 番議員。}

を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のために申し上げます。本件に同意する方は賛成、同意しない方は反対と記載願
います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が
明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。はい。
配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

{投票}

投票漏れはありませんか。はい。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。永田博人君、徳田正臣君、開票の立会をお願いいたします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、賛成多数です。したがって、同意第 3 号、相良村農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。



○議長(黒木正照君) 次に、同意第 4 号、相良村農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。立会人を指名します。立会人は、先ほど立会いされた 3 番議員、永田博人君、4 番議員、徳田正臣君を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いします。

{投票}

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。永田博人君、徳田正臣君、開票の立会をお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、賛成多数です。したがって、同意第 4 号、相良村農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。



○議長(黒木正照君) 次に、同意第 5 号、相良村農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。立会人を指名します。立会人は、先ほど立会いされた 3 番議員、永田博人君、4 番議員、徳田正臣君を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願

います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いいたします。

{投票}

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票をお願いします。永田博人君、徳田正臣君、開票の立会をお願いいたします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、賛成多数です。したがって、同意第 5 号、相良村農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。



○議長(黒木正照君) 次に、同意第 6 号、相良村農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。立会人を指名します。立会人は、先ほど立会いされた 3 番議員、永田博人君、4 番議員、徳田正臣君を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

{投票}

投票漏れはありませんか。はい、投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。永田博人君、徳田正臣君、開票の立会をお願いいたします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、賛成多数です。したがって、同意第 6 号、相良村農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。



○議長(黒木正照君) 次に、同意第 7 号、相良村農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。立会人を指名します。立会人は、先ほど

立会いされた3番議員、永田博人君、4番議員、徳田正臣君を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第83条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

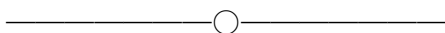
異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

{投票}

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。永田博人君、徳田正臣君、開票の立会をお願いいたします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票です。有効投票のうち、賛成9票、反対0票。以上のとおり、賛成多数です。したがって、同意第7号、相良村農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。



○議長(黒木正照君) 次に、同意第8号、相良村農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。立会人を指名します。立会人は、先ほど立会いされた3番議員、永田博人君、4番議員、徳田正臣君を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第83条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

{投票}

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。永田博人君、徳田正臣君、開票の立会をお願いいたします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票です。有効投票のうち、賛成9票、反対0票。以上のとおり、賛成多数です。したがって、同意

第 8 号、相良村農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。



○議長(黒木正照君) 次に、同意第 9 号、相良村農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。立会人を指名します。立会人は、先ほど立会いされた 3 番議員、永田博人君、4 番議員、徳田正臣君を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いします。

{投票}

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。永田博人君、徳田正臣君、開票の立会をお願いいたします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、賛成多数です。したがって、同意第 9 号、相良村農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。



○議長(黒木正照君) 次に、同意第 10 号、相良村農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。立会人を指名します。立会人は、先ほど立会いされた 3 番議員、永田博人君、4 番議員、徳田正臣君を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いします。

{投票}

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行

います。永田博人君、徳田正臣君、開票の立会をお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、賛成多数です。したがって、同意第 10 号、相良村農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。



○議長(黒木正照君) 次に、同意第 11 号、相良村農業委員会委員の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。立会人を指名します。立会人は、先ほど立会いされた 3 番議員、永田博人君、4 番議員、徳田正臣君を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第 83 条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

{投票}

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。永田博人君、徳田正臣君、開票の立会をお願いいたします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、賛成多数です。したがって、同意第 11 号、相良村農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。議場の出入り口を開きます。



日程第 32 同意第 12 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 32、同意第 12 号、相良村農業委員会委員の任命についてを議題とします。本件は、7 番議員、高岡重盛君の一身上に関する案件であると認められますので、地方自治法第 117 条の規定により、高岡重盛君の退場を求めます。

{高岡重盛君、退場}

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、同意第 12 号、相良村農業委員会委員の任命について、

提案理由をご説明申し上げます。相良村農業委員会委員の任期が令和5年7月19日付けをもって満了することに伴い、同意第12号において、高岡重盛氏を相良村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。以上、同意第12号についてご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。1点だけお尋ねいたします。人吉球磨管内で市町村議員をされてる方で、農業委員を兼職されてる事例があるか、もし分かれば広く熊本県内での事例を教えていただければと思っております。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) ご質問の趣旨について、前任の農業委員会の事務局長に聞いたところ、今まではあったと。ただいま改選時期ですので、これからどうなるか分かりませんが今まであったということでございます。どこの町村かは、今のところできませんが、分かれば全協でも、どの町村かということで、

○4番(徳田正臣君) 今まではあったっていうことは過去にあったけど今はないのか、今現在、ちょっと答弁がよく理解できないんですけど。

○村長(吉松啓一君) 現在は、

○4番(徳田正臣君) 現在、例えば今日、6月14日時点で。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

○村長(吉松啓一君) 調べとつかない。すみません。今日、現在ではちょっと調べてないそうですが、

○4番(徳田正臣君) はい。

○村長(吉松啓一君) はい、過去にはあったと、過去といいますか、

○4番(徳田正臣君) 過去といっても、平成28年以前とかいうことが

○村長(吉松啓一君) いいえ、ここ令和の直近であったということですから、今その任期がどのようになっているか、ちょうど改選時期ですから、そのところが分からないということで担当者が言っておりますので、

○4番(徳田正臣君) はい、もういいです。分かる範囲内でよろしいです。

○村長(吉松啓一君) ようございますか。はい。

○4番(徳田正臣君) はい、以上です。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

はい。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい。反対の立場で討論をしたいと思っております。先ほど人吉球磨管内ないしは、できれば熊本県内で自治体議員を務めておりながら、農業委員になってる、要するに現職の状況があるかというお尋ねしましたけども、ご存知のとおり平成 28 年に農業委員会法が改正があって、地方自治法の改正もあって、法律の全体の趣旨からすれば、報酬を伴う公職兼職は禁止する方向で動いた時代があったんです。ですけども、議員のなり手不足ということを考慮して、兼職規制というのが緩やかになってきたわけでありますが、その農業委員会法の改正以前は、農業委員会、自治体の議会の推薦枠みたいなのがご存知のとおりありましたんで、議会の推薦枠というのが議員である必要はないんですが、現実的に議員を選んだという自治体があって、議会推薦でも一般村民、市民を選んではるところもありました。そういった状況の中で考えた場合、農業委員は明確に公職でありますし、法律が先ほど言った全体趣旨から考えるならば、これはもう消極姿勢で物事というのは考えるべきだと思っておるわけであります。同意案件として挙がってる高岡議員に関しては、経験もありますし、識見というか人物も申し分はないと思っておりますが、どうしても議会議員と農業委員というのは、これ激しく利害関係というのが対立するわけありますので、やはりそこんところを考えるならば、これはもう、やはりお引取り願いたいなということで、この農業委員を 1 人でも多く、相良村にいっぱいいらっしゃいます一般村民の中から選んでいただきたいということで。ですからこの案件として挙がってる高岡議員に関しては、村会議員として、その辣腕を振るっていただきたいという期待を込めての反対でございます。以上です。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。すみません。原案に賛成者の発言を許します。次に、原案に反対者の発言を許します。

{「はい。」と、6 番議員。}

はい、6 番議員。

○6 番(西本巳喜男君) 6 番、西本です。反対討論です。反対討論の中で 4 番議員が、考えを述べられました。私も過去にいろいろ聞いておりまして、そういう判断したこともありますので、彼の考えに賛同するものとして反対したいと思います。私は反対です。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

{「反対討論やろ。」と、6 番議員。}

○議長(黒木正照君) はい。反対です、今の。次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい。」と、5 番議員。}

はい、5 番議員。

○5番(中村重道君) はい、私、5番、中村です。私は賛成討論をいたします。隣村の山江村の人も農業委員をされておられた記憶があります。私が間違いなかかなとは思っていますが、そういうことで。ところが今、議員に成り手がいないような、全国でそういうことですので、私は賛成討論ということで、賛成いたします。終わります。

○議長(黒木正照君) はい。次に、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

{議場の施錠}

ただいまの出席議員は8人です。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番議員、中村重道君、

{「はい。」と、5番議員。}

6番議員、西本巳喜男君

{「はい。」と、6番議員。}

を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方はと反対と記載願います。なお、会議規則第83条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票を願います。

{投票}

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。中村重道君、西本巳喜男君、開票の立会をお願いします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票です。有効投票のうち、賛成5票、反対3票。以上のとおり賛成多数です。したがって、同意第12号、相良村農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。

{議場の開錠}

7番議員、高岡重盛君の入場を許可します。

{高岡議員、入場}



日程第33 委員会付託の件

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 33、委員会付託の件を議題とします。お諮りします。ただいま議題となっています議案第 38 号から議案第 45 号及び議案第 47 号から議案第 49 号は配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議案付託表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

散会 午後 01 時 50 分